



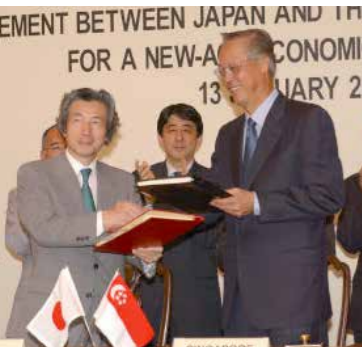
経済連携協定 (EPA: Economic Partnership Agreement)

EPAは、特定の国や地域との間で、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする国際的な約束です。

— 日本の EPA

平成14(2002)年に日本にとって初めてのEPAがシンガポールとの間で発効したのを皮切りに、これまでに24か国・地域との間で、21のEPA等が発効・署名済です。最近では、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP協定)」、「日EU経済連携協定」、「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定」といった多数国にまたがる広域経済連携協定、いわゆるメガEPAが次々に発効¹し、これにより日本の貿易総額に占めるEPA等を締結している国・地域との貿易総額の割合は約78%となりました。

¹各協定の発効年 CPTPP：平成30(2018)年、日EU：平成31(2019)年、RCEP：令和4(2022)年



日シンガポールEPA署名式(2002年1月13日)
(出典：首相官邸ホームページ)

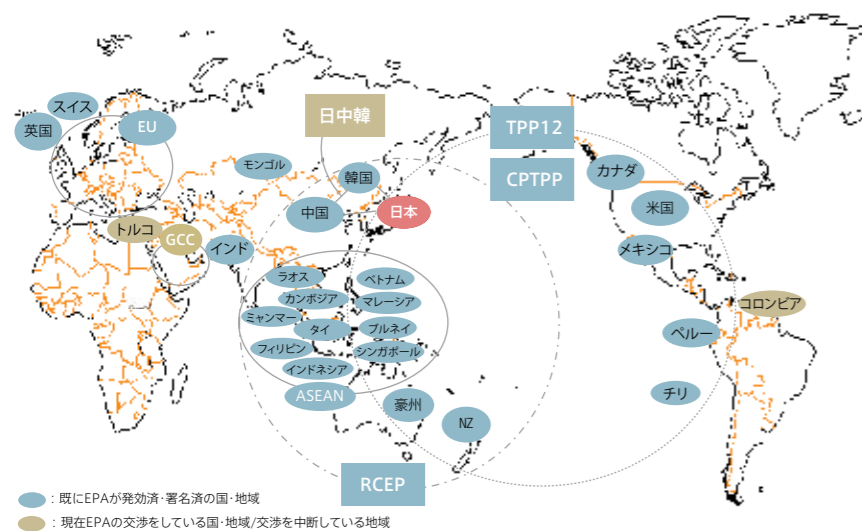


日英EPA署名式(2020年10月23日)
(出典：外務省ホームページ)

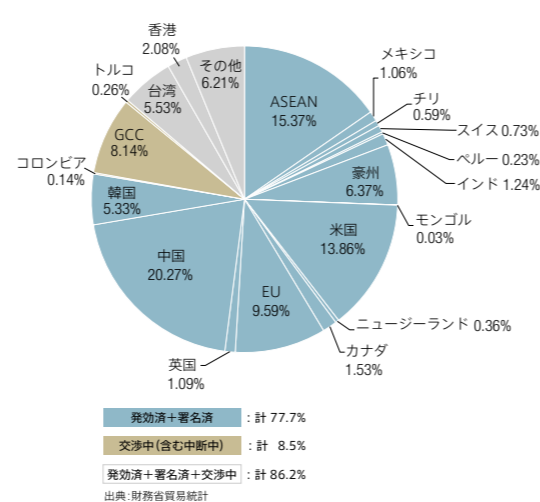


RCEP協定署名式(2020年11月15日)
(出典：首相官邸ホームページ)

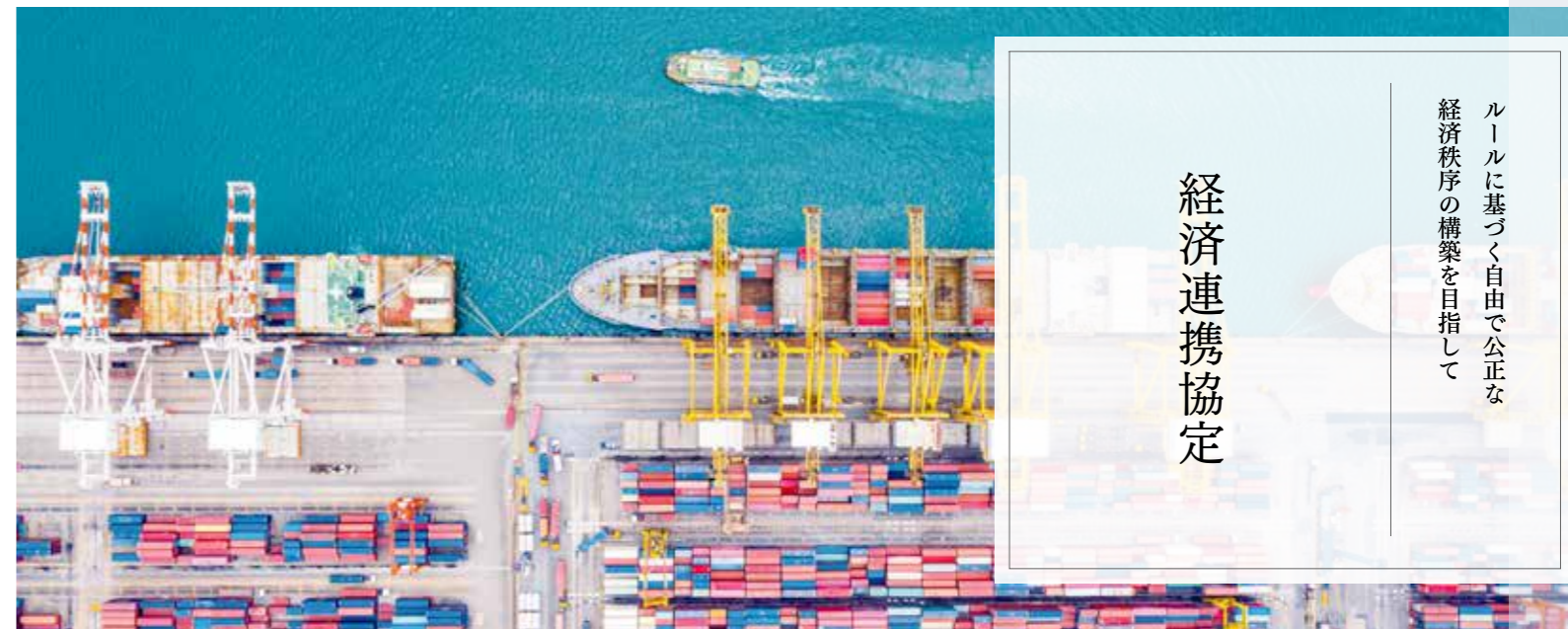
経済連携協定(EPA)等の取組



日本の貿易総額に占める国・地域の貿易額の割合(2022年)



発効済+署名済 : 計 77.7%
交渉中(含む中断中) : 計 8.5%
発効済+署名済+交渉中 : 計 86.2%
出典: 財務省貿易統計



経済連携協定

ルールに基づく自由で公正な
経済秩序の構築を目指して

— EPA と私たちの生活との関わり

街中で見かける商品の中には、EPAのメリットを享受し輸入されているものが数多くあります。例えば寿司ネタとして人気のエビは、その多くがASEAN 諸国から輸入されています。また、メキシコからの牛肉、ヨーロッパからのワインやチーズ、ベトナムからの衣類などもEPAによる関税の削減のメリットを享受しています。こうしたモノについてEPAにより関税が削減されることで、輸入者が商品を安く仕入れることができ、消費者の生活の身近なところでもメリットがあります。さらに、モノの輸入に加えて、例えば日本で働く外国人料理人の入国要件についても、EPAによって緩和されました。

一方、日本からの輸出でもEPAが活用されています。例えば、日本から輸出された乗用車に対してEUで課される関税は、日EU・EPA発効後、段階的に削減され、8年目(2026年)に撤廃されます。日EU・EPAや日英EPAでは関税の削減に加えて、神戸ビーフやタ張メロン、日本酒などは地理的表示がEU・英国それぞれにおいて保護されるようになり、農林水産品の輸出が促進されています。

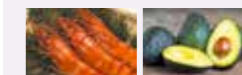
— 税関と EPA

財務省は、EPAの交渉において、外務省・農林水産省・経済産業省と共に4省による共同議長を務め、関税制度や税関行政を所管する立場から、税関手続や原産地規則、物品の貿易に関するルール(セーフガードや関税割当等)などについて、相手国政府との交渉に当たっています。

また、締結済みEPAの利用が増大する中、今後、その更なる利活用の増大が見込まれます。税関としても、多くの事業者によるEPAの一層の適正利用をサポートすべく、説明会の開催や税関ホームページでの情報提供を充実させるなど、EPAの利活用を支援していきます。

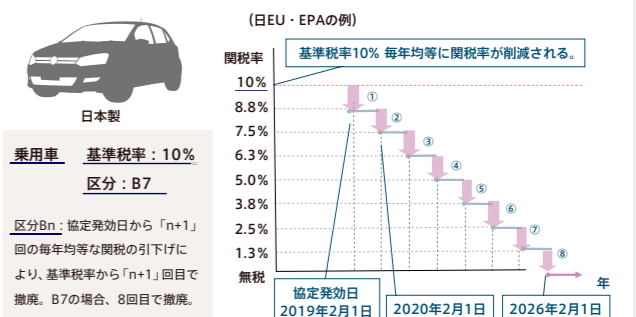
寿司ネタ 日チリ、日タイ、日フィリピン、日ベトナム、日インドネシア等のEPA

寿司ネタとなるエビ調製品、サーモン、アボカドなどの関税を撤廃又は徐々に削減。



例えばタイからエビの調製品を輸入した場合、通常は関税率5.3%が適用されますが、日タイEPAを利用した場合、EPA税率は無税なので関税はかかりません。

毎年関税率を段階的・均等に引下げた例 (EU側)

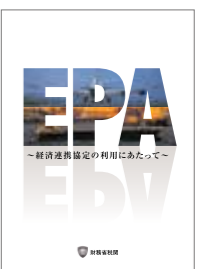


GI (地理的表示)



EU・英国で日本GIを保護
EU・英国での日本産品のブランド化
※GI(地理的表示)とは、品質等の特性が産地と結びついている農林水産物・食品の名称

EU・英国で保護される日本の地理的表示の一例



EPAパンフレット